

- 経済産業省 資源エネルギー庁の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、本事業）に参加し、電気料金の値引きを実施します。
- 本事業への参加に伴い2023年2月～10月分の電気料金において、国が定める値引き単価（特別措置単価）によりお客さまのご使用量に応じた値引きを実施いたします。
- 本件に関して、お客さまご自身でのお手続きや弊社へのお申込みは不要です。

対象	弊社と低圧の電気をご契約中のお客さま		
適用期間	2023年2月分（2023年2月燃料費調整単価適用分）から2023年10月分（2023年10月燃料費調整単価適用分）まで		
値引き単価 （特別措置単価）	電圧	値引き単価（特別措置単価）（10%税込）	
		2023年2月～9月分	2023年10月分
	低圧	7.00円/kWh	3.50円/kWh
値引き方法	毎月のご使用量に応じて燃料費調整額に値引き額を反映		

値引きのイメージ

燃料費等調整単価

<九州電力送配電株式会社管内以外>

・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 - 値引き単価 (特別措置単価)

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} - \text{値引き単価 (特別措置単価)}$$

<九州電力送配電株式会社管内>

・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価 - 値引き単価 (特別措置単価)

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} - \text{値引き単価 (特別措置単価)}$$

電気料金の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{電} \\ \hline \text{気} \\ \hline \text{料} \\ \hline \text{金} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{基} \\ \hline \text{本} \\ \hline \text{料} \\ \hline \text{金} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{電力量料金} \\ \hline \text{電力量料金単価} \\ \hline \times \\ \hline \text{電力使用量} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{燃料費調整額} \\ \hline \text{燃料費等調整単価} \\ \hline \times \\ \hline \text{電力使用量} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{再生可能エネルギー} \\ \hline \text{発電促進賦課金} \\ \hline \text{再生可能エネルギー} \\ \hline \text{発電促進賦課金単価} \\ \hline \times \\ \hline \text{電力使用量} \\ \hline \end{array}$$

負担緩和策の期間は、値引き単価 (特別措置単価) を差し引いて算定

低圧のお客さまの供給条件

電気供給約款によらず、供給条件を以下のように変更いたします。

1 適用期間

2023年2月分（2023年2月燃料費調整単価適用分）から2023年10月分（2023年10月燃料費調整単価適用分）まで

2 燃料費等調整単価

（1）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、歯愛メディカル電気供給約款附則1（燃料費調整）(1)口によって算定された値といたします。

（2）離島ユニバーサルサービス調整単価

九州電力送配電株式会社管内における離島ユニバーサルサービス調整単価は、電気供給約款附則4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)口によって算定された値といたします。

（3）燃料費等調整単価

九州電力送配電株式会社管内以外

・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 - 特別措置単価

九州電力送配電株式会社管内

・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価 - 特別措置単価

・特別措置単価

電圧	適用期間	特別措置単価（10%税込）
低圧	2023年2月分から9月分	7.00円/kWh
	2023年10月分	3.50円/kWh

3 料金

1（適用期間）における、歯愛メディカル電気供給約款に定める電力量料金は、歯愛メディカル電気供給約款に定める燃料費調整単価によらず、その1月の使用電力量に2（燃料費等調整単価）に定める燃料費等調整単価（3）によって算定される燃料費等調整額を加えるものといたします。

ただし、最低料金の定めがある場合の燃料費等調整額については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費等調整単価とします。

4 適用期間の燃料費調整単価

新たに設定いただく予定の貴社のHPリンク先を掲載

5 個別に供給条件を締結しているお客さま

電気供給約款（低圧）に加えて、供給条件を契約書等にて定めている場合も、燃料費調整単価から特別措置単価を値引きいたします。